

令和5年5月2日

清瀬市立清瀬第七小学校
保護者の皆様

清瀬市教育委員会教育長 坂田 篤
清瀬市立清瀬第七小学校 校長 吉田 有子

新型コロナウイルス感染症に関する対応等取扱いの変更について

日頃より、本市の教育施策及び教育活動にご理解をいただき誠にありがとうございます。この度、令和5年5月8日より新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類に移行すること、学校保健安全法施行規則に規定する学校において予防すべき感染症の第二種へ追加されることとなりました。そのため、令和5年5月8日以降、学校における対応を下記のとおりあらためますので、内容をご確認いただき、ご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方

新型コロナウイルス感染症対策と学校運営におけるガイドライン（清瀬市立学校版）を廃止し、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」を参考に以下の取組みをはじめとする対応を行います。

- ・ 児童生徒の健康状態の把握
（発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をして登校せず、自宅で休養することが重要となります。）
- ・ 適切な換気
- ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導
- ・ 感染が流行している場合は、活動場面に応じて身体的距離の確保を行う等、一時的な措置。
- ・ マスクの着用を基本求めない
（マスク着用の有無による偏見・差別がないよう適切な指導を行います。）

2 感染が判明した場合の出席停止に関する対応について

お子様が新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合、裏面の期間出席停止となり登校を控えるようお願いいたします。（濃厚接触者の特定は行われなくなりました。）

期間：「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」

		発症後、最低5日間は登校不可							
		発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
(例1) 発症2日目に症状軽快	発症	症状有	症状軽快	発症後 5日以内 登校不可			登校可能		
(例2) 発症5日目に症状軽快	発症	症状有	症状有	症状有	症状有	症状軽快	症状 軽快後 1日		

出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用が推奨されております。ご協力をお願いいたします。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る休養後の登校用」の登校届は廃止となります。その他感染症と同じ登校届をご提出ください。

【問合せ】

清瀬市教育委員会教育部教育企画課学務係
電話番号：042-497-2539（直通）